

道 路 工 事 保 安 施 設 設 置 基 準 新 旧 対 照 表

原 文	一 部 改 訂
<p>15. 道路工事保安施設設置基準</p> <p>建関道管第 756 号 昭和 40 年 10 月 14 日</p> <p>建関道管第 131 号 昭和 55 年 7 月 1 日</p> <p>建関道管第 174 号 平成 6 年 12 月 22 日 (内容一部変更)</p> <p>国関整道管第 65 号 平成 18 年 4 月 1 日</p>	<p>15. 道路工事保安施設設置基準</p> <p>建関道管第 756 号 昭和 40 年 10 月 14 日</p> <p>建関道管第 131 号 昭和 55 年 7 月 1 日</p> <p>建関道管第 174 号 平成 6 年 12 月 22 日 (内容一部変更)</p> <p>国関整道管第 65 号 平成 18 年 4 月 1 日</p> <p>国関整道管第 8 号 令和元年 5 月 21 日 (内容一部変更)</p>

道 路 工 事 保 安 施 設 設 置 基 準 新 旧 対 照 表

原 文	一 部 改 訂
<p>国関整道管第65号 平成18年4月1日</p> <p>様</p> <p>関東地方整備局長</p> <p>道路工事保安施設設置基準について（通知）</p> <p>標記については、「道路工事現場における標示施設等の設置基準等の一部改正について」（平成18年3月31日道路局長通達国道利第37号・国道国防第205号）及び「道路工事現場における工事情報看板及び工事説明看板の設置について」（平成18年3月31日道路局路政課長及び国道・防災課長通達国道利第38号・国道国防第206号）により、「道路工事保安施設設置基準」を改正しましたので、今後の工事施工にあたっては、この基準を参考に実施して下さい。</p> <p>なお、「道路工事保安施設設置基準について」（昭和55年7月1日建関道管第131号、平成6年12月22日建関道管第174号内容一部変更）は、廃止します。</p>	<p>国関整道管第8号 令和元年5月21日</p> <p>様</p> <p>関東地方整備局長</p> <p>道路工事保安施設設置基準の一部改訂について（通知）</p> <p>標記について、「道路工事保安施設設置基準について」（平成18年4月1日付け国関整道管第65号）を一部改訂しましたので、今後の工事施工にあたっては、この基準を参考に実施されたい。</p>

道 路 工 事 保 安 施 設 設 置 基 準 新 旧 対 照 表

原 文	一 部 改 訂
<p>道路工事保安施設設置基準 平成18年4月 関東地方整備局</p>	<p>道路工事保安施設設置基準 令和元年5月 関東地方整備局</p>

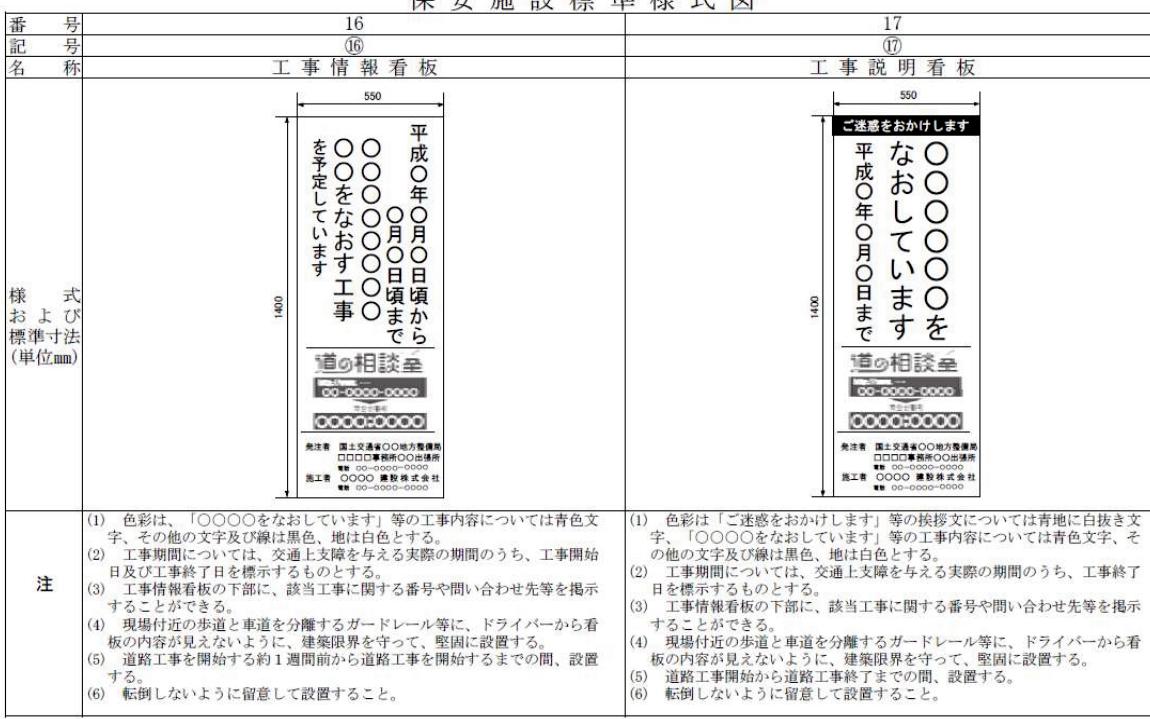
道 路 工 事 保 安 施 設 設 置 基 準 新 旧 対 照 表

原 文								一 部 改 訂							
保 安 施 設 等 の 設 置 目 的								保 安 施 設 等 の 設 置 目 的							
施 設	記 号	交 通 の 誘 導	立 入 防 止	場 所 の 明 示 予 告	交 通 指 導	そ の 他	備 考	施 設	記 号	交 通 の 誘 導	立 入 防 止	場 所 の 明 示 予 告	交 通 指 導	そ の 他	備 考
工 事 用 照 明 灯	○			○				工 事 用 照 明 灯	○			○			
保 安 灯	■ (⑥)	○		○				保 安 灯	■ (⑥)	○		○			
歩 道 檻	-●- (⑦)		○	○				歩 道 檻	-●- (⑦)		○	○			
バ リ ケ ー ド	>—<		○	○				バ リ ケ ー ド	>—<		○	○			
矢 印 板	➡	○						矢 印 板	➡	○					
保 安 員	人					○		保 安 員	人					○	
交 通 整 理 員	△△	○						交 通 誘 導 警 備 員	△△	○					
ク ッ シ ョ ン ド ラ ム	◎					○	必要に応じて設置	ク ッ シ ョ ン ド ラ ム	◎					○	必要に応じて設置
体 感 マ ッ ト	■■					○	必要に応じて設置	体 感 マ ッ ト	■■					○	必要に応じて設置
交 通 誘 導 ロ ボ ッ ト	□	○					必要に応じて設置	交 通 誘 導 ロ ボ ッ ト	□	○					必要に応じて設置
カ ラ 一 コ ー ン	○	○	○	○				カ ラ 一 コ ー ン	○	○	○	○			
標 示 板 (工 事 予 告)	①			○				標 示 板 (工 事 予 告)	①			○			
警 戒 標 識	②			○				警 戒 標 識	②			○			
規 制 標 識 (311-F)	③	○			○			規 制 標 識 (311-F)	③	○			○		
規 制 標 識 速 度 落 と せ 看 板	④				○			規 制 標 識 速 度 落 と せ 看 板	④			○			
標 示 板 (工 事 中 看 板)	⑤					○		標 示 板 (工 事 中 看 板)	⑤					○	

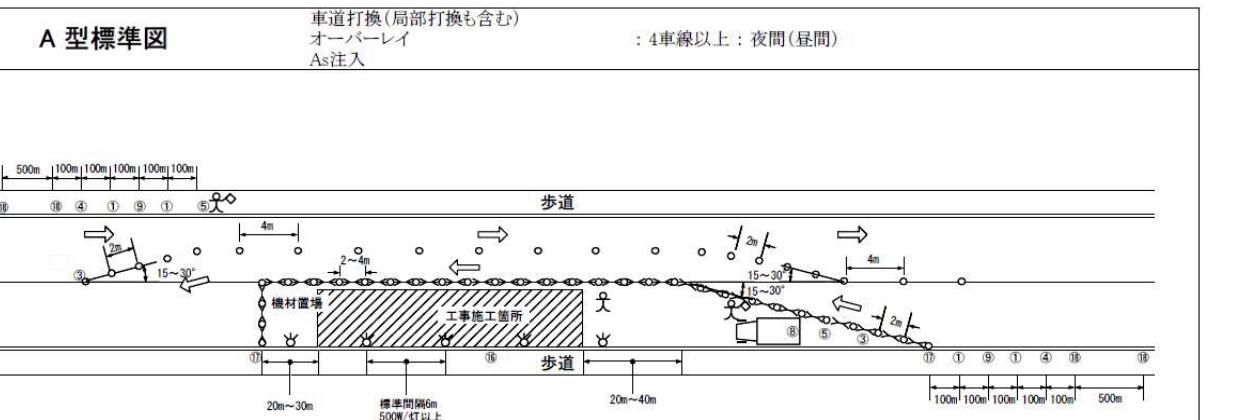
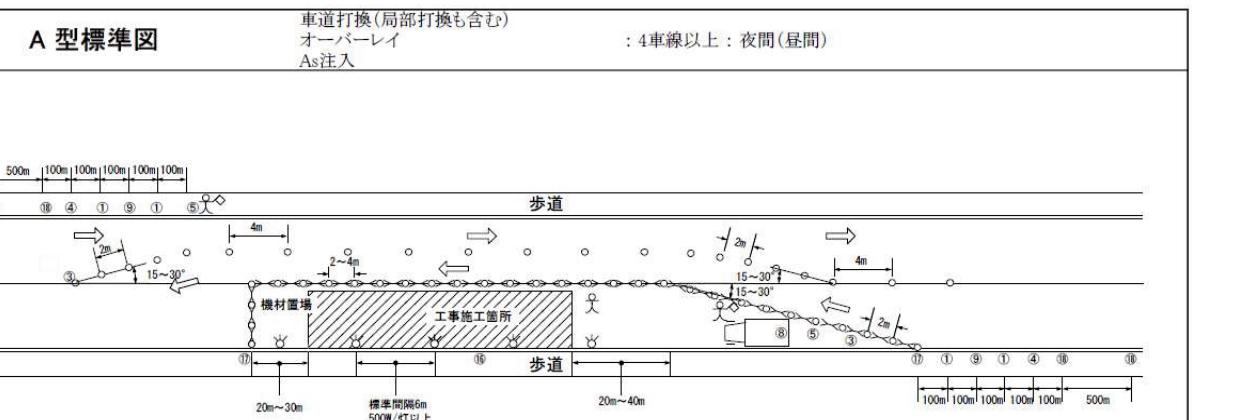
道路工事保安施設設置基準 新旧対照表

原 文	一 部 改 訂																		
<p>保安施設標準様式図</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">番号 記号 名称</th> <th style="width: 33%;">5 (5) 標示板(工事中看板)</th> <th style="width: 33%;">6 (6) 保安灯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">様式 および 標準寸法 (単位:mm)</td> <td style="text-align: center;"> </td> <td style="text-align: center;"> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">注</td> <td style="text-align: center;"> <p>(1) 色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文「〇〇〇〇工事」等の工事種別については青地に白抜き文字とし、「〇〇をなおしています」等の工事内容、工事期間については青色文字。その他の文字及び縁は黒色、地は白色とする。 (2) 縁の余白は、2cm縁線の太さは1cm区画線の太さは、0.5cmとする。 (3) 工事期間、時間帯については、交通上支障を与える実際の期間のうち、工事終了日、工事時間帯を標示するものとする。 (4) 「〇〇工事」には「舗装工事」、「共同溝工事」等と記載する。 (5) 高輝度反射式または同等以上のものとする。 (6) 転倒しないように留意して設置すること。</p> </td> <td style="text-align: center;"> <p>(1) 転倒しないように留意して設置すること。 (2) ロープの外径は12mm以上とする。 (3) 柱間隔は約5mとする。 (4) 転倒しないように留意して設置すること。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	番号 記号 名称	5 (5) 標示板(工事中看板)	6 (6) 保安灯	様式 および 標準寸法 (単位:mm)			注	<p>(1) 色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文「〇〇〇〇工事」等の工事種別については青地に白抜き文字とし、「〇〇をなおしています」等の工事内容、工事期間については青色文字。その他の文字及び縁は黒色、地は白色とする。 (2) 縁の余白は、2cm縁線の太さは1cm区画線の太さは、0.5cmとする。 (3) 工事期間、時間帯については、交通上支障を与える実際の期間のうち、工事終了日、工事時間帯を標示するものとする。 (4) 「〇〇工事」には「舗装工事」、「共同溝工事」等と記載する。 (5) 高輝度反射式または同等以上のものとする。 (6) 転倒しないように留意して設置すること。</p>	<p>(1) 転倒しないように留意して設置すること。 (2) ロープの外径は12mm以上とする。 (3) 柱間隔は約5mとする。 (4) 転倒しないように留意して設置すること。</p>	<p>保安施設標準様式図</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">番号 記号 名称</th> <th style="width: 33%;">5 (5) 標示板(工事中看板)</th> <th style="width: 33%;">6 (6) 保安灯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">様式 および 標準寸法 (単位:mm)</td> <td style="text-align: center;"> </td> <td style="text-align: center;"> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">注</td> <td style="text-align: center;"> <p>(1) 色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文「〇〇〇〇工事」等の工事種別については青地に白抜き文字とし、「〇〇をなおしています」等の工事内容、工事期間については青色文字。その他の文字及び縁は黒色、地は白色とする。 (2) 縁の余白は、2cm縁線の太さは1cm区画線の太さは、0.5cmとする。 (3) 工事期間、時間帯については、交通上支障を与える実際の期間のうち、工事終了日、工事時間帯を標示するものとする。 (4) 「〇〇工事」には「舗装工事」、「共同溝工事」等と記載する。 (5) 高輝度反射式または同等以上のものとする。 (6) 転倒しないように留意して設置すること。 (7) 「ご迷惑をおかけします」は「ご協力をお願いします」に変えてよい。</p> </td> <td style="text-align: center;"> <p>(1) 転倒しないように留意して設置すること。 (2) ロープの外径は12mm以上とする。 (3) 柱間隔は約5mとする。 (4) 転倒しないように留意して設置すること。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	番号 記号 名称	5 (5) 標示板(工事中看板)	6 (6) 保安灯	様式 および 標準寸法 (単位:mm)			注	<p>(1) 色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文「〇〇〇〇工事」等の工事種別については青地に白抜き文字とし、「〇〇をなおしています」等の工事内容、工事期間については青色文字。その他の文字及び縁は黒色、地は白色とする。 (2) 縁の余白は、2cm縁線の太さは1cm区画線の太さは、0.5cmとする。 (3) 工事期間、時間帯については、交通上支障を与える実際の期間のうち、工事終了日、工事時間帯を標示するものとする。 (4) 「〇〇工事」には「舗装工事」、「共同溝工事」等と記載する。 (5) 高輝度反射式または同等以上のものとする。 (6) 転倒しないように留意して設置すること。 (7) 「ご迷惑をおかけします」は「ご協力をお願いします」に変えてよい。</p>	<p>(1) 転倒しないように留意して設置すること。 (2) ロープの外径は12mm以上とする。 (3) 柱間隔は約5mとする。 (4) 転倒しないように留意して設置すること。</p>
番号 記号 名称	5 (5) 標示板(工事中看板)	6 (6) 保安灯																	
様式 および 標準寸法 (単位:mm)																			
注	<p>(1) 色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文「〇〇〇〇工事」等の工事種別については青地に白抜き文字とし、「〇〇をなおしています」等の工事内容、工事期間については青色文字。その他の文字及び縁は黒色、地は白色とする。 (2) 縁の余白は、2cm縁線の太さは1cm区画線の太さは、0.5cmとする。 (3) 工事期間、時間帯については、交通上支障を与える実際の期間のうち、工事終了日、工事時間帯を標示するものとする。 (4) 「〇〇工事」には「舗装工事」、「共同溝工事」等と記載する。 (5) 高輝度反射式または同等以上のものとする。 (6) 転倒しないように留意して設置すること。</p>	<p>(1) 転倒しないように留意して設置すること。 (2) ロープの外径は12mm以上とする。 (3) 柱間隔は約5mとする。 (4) 転倒しないように留意して設置すること。</p>																	
番号 記号 名称	5 (5) 標示板(工事中看板)	6 (6) 保安灯																	
様式 および 標準寸法 (単位:mm)																			
注	<p>(1) 色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文「〇〇〇〇工事」等の工事種別については青地に白抜き文字とし、「〇〇をなおしています」等の工事内容、工事期間については青色文字。その他の文字及び縁は黒色、地は白色とする。 (2) 縁の余白は、2cm縁線の太さは1cm区画線の太さは、0.5cmとする。 (3) 工事期間、時間帯については、交通上支障を与える実際の期間のうち、工事終了日、工事時間帯を標示するものとする。 (4) 「〇〇工事」には「舗装工事」、「共同溝工事」等と記載する。 (5) 高輝度反射式または同等以上のものとする。 (6) 転倒しないように留意して設置すること。 (7) 「ご迷惑をおかけします」は「ご協力をお願いします」に変えてよい。</p>	<p>(1) 転倒しないように留意して設置すること。 (2) ロープの外径は12mm以上とする。 (3) 柱間隔は約5mとする。 (4) 転倒しないように留意して設置すること。</p>																	

道路工事保安施設設置基準 新旧対照表

原 文	一部 改 訂
<p>保安施設標準様式図</p>  <p>注</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 色彩は、「〇〇〇〇をなおしています」等の工事内容については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地は白色とする。 (2) 工事期間については、交通上支障を与える実際の期間のうち、工事開始日及び工事終了日を標示するものとする。 (3) 工事情報看板の下部に、該当工事に関する番号や問い合わせ先等を掲示することができる。 (4) 現場付近の歩道と車道を分離するガードレール等に、ドライバーから看板の内容が見えないように、建築限界を守って、堅固に設置する。 (5) 道路工事を開始する約1週間前から道路工事を開始するまでの間、設置する。 (6) 転倒しないように留意して設置すること。 	<p>保安施設標準様式図</p>  <p>注</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 色彩は、「〇〇〇〇をなおしています」等の工事内容については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地は白色とする。 (2) 工事期間については、交通上支障を与える実際の期間のうち、工事開始日及び工事終了日を標示するものとする。 (3) 工事情報看板の下部に、該当工事に関する番号や問い合わせ先等を掲示することができる。 (4) 現場付近の歩道と車道を分離するガードレール等に、ドライバーから看板の内容が見えないように、建築限界を守って、堅固に設置する。 (5) 道路工事を開始する約1週間前から道路工事を開始するまでの間、設置する。 (6) 転倒しないように留意して設置すること。 (7) 「ご迷惑をおかけします」は「ご協力をお願いします」に変えてもよい。

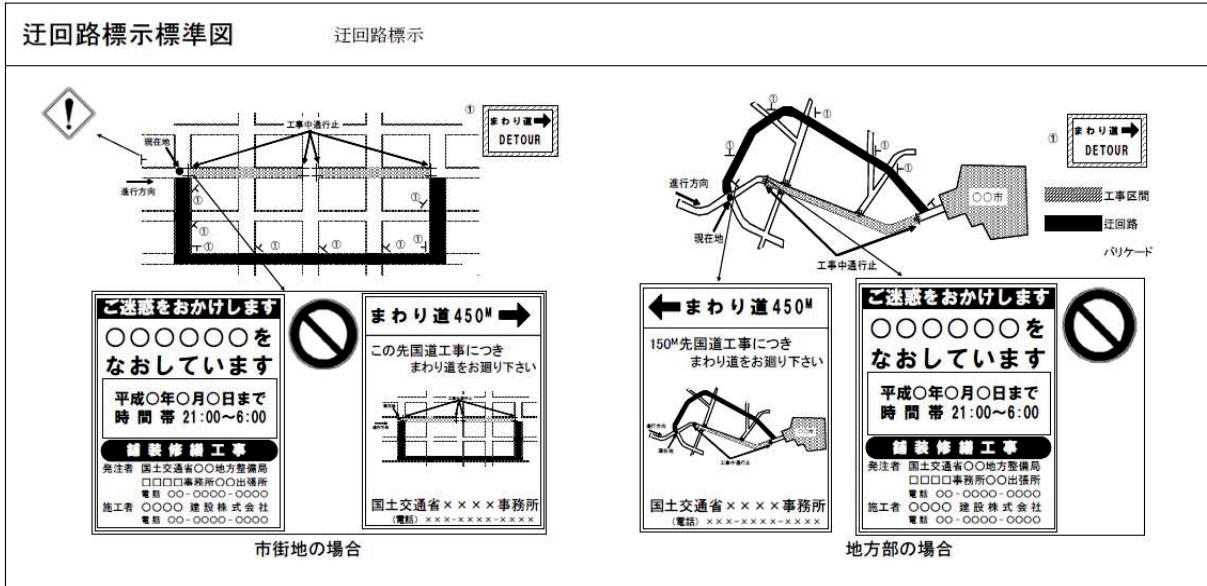
道路工事保安施設設置基準 新旧対照表

原 文	一 部 改 訂
A～J型標準図 交通整理員	A～J型標準図 交通誘導警備員
【例】A型標準図	【例】A型標準図
A型標準図 車道打換(局部打換も含む) オーバーレイ As注入 : 4車線以上: 夜間(昼間)	A型標準図 車道打換(局部打換も含む) オーバーレイ As注入 : 4車線以上: 夜間(昼間)
 <p>Diagram A型標準図 (Original) showing traffic control measures for a road reconstruction site. The diagram illustrates a two-lane road with a central construction zone. Construction equipment (機材置場) and workers (工事施工箇所) are positioned in the center. Traffic is controlled by traffic cones (カラーコーン) and barriers (バリケード). Pedestrian paths (歩道) are indicated on both sides. Various dimensions like 500m, 100m, 20m-30m, 20m-40m, and 100m are marked along the road. A note specifies '標準間隔6m 500W/灯以上' (Standard interval 6m, 500W/above).</p>	 <p>Diagram A型標準図 (Revised) showing traffic control measures for a road reconstruction site. The layout is identical to the original, but the text at the top is changed to '交通誘導警備員' (Traffic Guidance Security Personnel) instead of '交通整理員' (Traffic Control Officer).</p>
注) 1. 保安要員1名以上、交通整理員2名以上おくこと。 2. 歩車道境界のバリケードはガードレールがある場合は除く。また、現場の状況によりロープに変えてもよい。 3. 昼間工事の場合は⑧を②④に変更することが出来る。 4. カラーコーンの設置間隔および設置角度は当該警察署と協議すること。 5. ⑧は標識車または大型電光標示板を設置すること。 6. 近接して工事が行われる場合、①及び⑯は各工事間で調整を行い設置すること。 7. ⑯は工事開始の1週間前から工事開始までの間、設置すること。 8. 必要に応じてクッションドラム、体感マット、交通誘導ロボットを配置すること。	注) 1. 保安要員1名以上、 交通誘導警備員 2名以上おくこと。 2. 歩車道境界のバリケードはガードレールがある場合は除く。また、現場の状況によりロープに変えてもよい。 3. 昼間工事の場合は⑧を②④に変更することが出来る。 4. カラーコーンの設置間隔および設置角度は当該警察署と協議すること。 5. ⑧は標識車または大型電光標示板を設置すること。 6. 近接して工事が行われる場合、①及び⑯は各工事間で調整を行い設置すること。 7. ⑯は工事開始の1週間前から工事開始までの間、設置すること。 8. 必要に応じてクッションドラム、体感マット、交通誘導ロボットを配置すること。

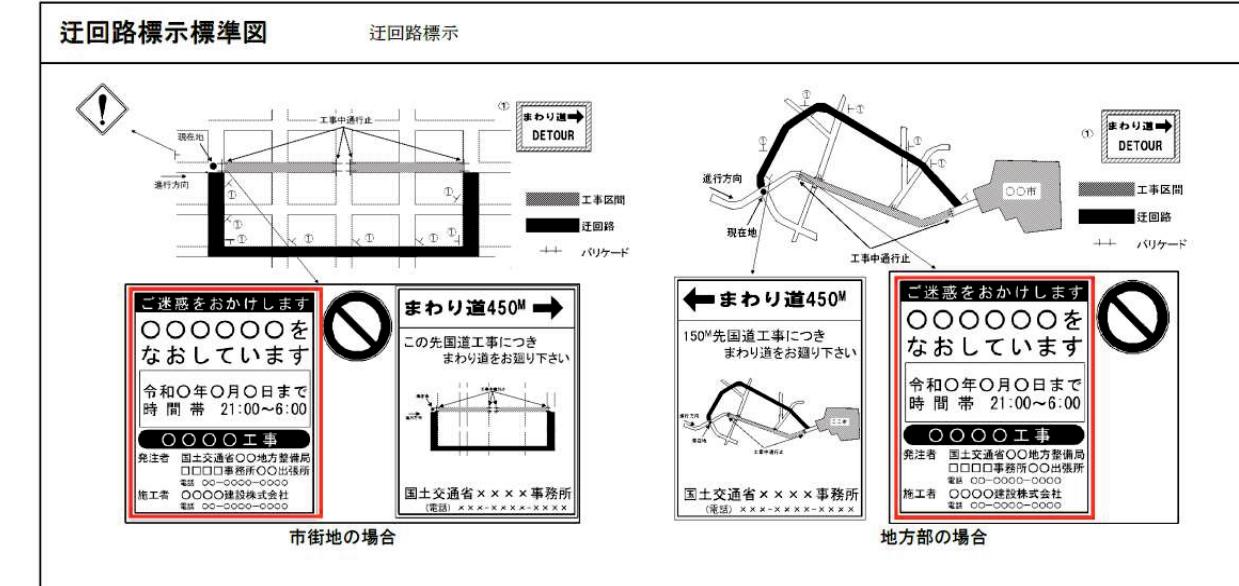
道路工事保安施設設置基準 新旧対照表

原 文

一部 改 訂



注) 1.迂回路の設定及び交通整理員の配置については、当該警察署と協議すること。



注) 1.迂回路の設定及び交通誘導警備員の配置については、当該警察署と協議すること。